別紙３

意見公募要領

１　意見公募対象

無線局（基幹放送局を除く。）の開設の根本的基準等の一部を改正する省令案等

２　意見募集の趣旨・目的・背景

以下のとおり、制度整備を行うため、無線局（基幹放送局を除く。）の開設の根本的基準等の一部を改正する省令案等を作成しましたので、当該省令案等について意見公募を実施します。

（１）自律型海上無線機器（AMRD）の導入

AIS 技術を利用して、落水者の救助や、船舶が漁具等の存在を把握しそれらの位置特定や避航等に役立てることができる自律型海上無線機器（AMRD：Autonomous Maritime Radio Devices）の導入が期待されています。

総務省は、情報通信審議会から「自律型海上無線機器（AMRD）の技術的条件」に係る一部答申を受けたことを踏まえ、関係省令及び告示の改正等を行います。

（２）漁船の安全のためのケープタウン協定への対応

1977 年の漁船の安全のためのトレモリノス国際条約に関する 1993 年のトレモリノス議定書の規定の実施に関する 2012 年のケープタウン協定（以下、「ケープタウン協定」といいます。）については、2027 年２月 24 日から発効される予定です。

ケープタウン協定により、所要の要件を満たす漁船に搭載すべき無線設備の機器の台数が新たに定められることから、当該台数を電波法令に反映するため、関係省令の改正を行います。

（３）国際 VHF のチャネル４桁化への対応

無線通信規則付録第 18 号で規定されている VHF 帯海上移動周波数帯における送信周波数表のうち、港務通信及び船舶通航用の周波数については、世界的に航行が多い港湾や関門海峡におけるチャネルのひっ迫等を背景として、２周波方式（２桁表記）のチャネルの上り・下りの周波数を、それぞれ１周波方式（４桁表記）のチャネル（以下、「４桁チャネル」といいます。）でも使用できるよう、過去に見直しが行われたところです。

国際海事機関（IMO）が発行した回章では、無線通信規則付録第 18 号に基づく４桁チャネルへの対応は、2028 年１月１日以降に行われる最初の無線局検査までに行うこととされていることから、当該期日までに４桁チャネルに対応できるようにするため、関係告示の改正を行います。

３　資料入手方法

意見公募対象については、e-Gov（https://www.e-gov.go.jp）の「パブリック・コメント」欄及び総務省ウェブサイト(https://www.soumu.go.jp)の「報道資料」欄に掲載するほか、総務省総合通信基盤局電波部基幹・衛星移動通信課にて供覧・配布します。

4　意見の提出方法

（１）の方法の場合は、意見提出フォームに郵便番号、氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を記載の上、意見提出期限までに提出してください。

（２）の方法の場合は、意見、住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）をメール本文中に記載の上、提出してください。

（３）の方法の場合は、意見書（別紙様式）にこれらの事項をご記入の上、提出してください。

なお、提出意見は必ず日本語で記入してください。

（１）e-Gov を利用する場合

e-Gov（https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public）の意見提出フォームから提出してください。

なお、ファイルの添付はできません。ファイルを送付する場合は、（２）の方法により提出してください。

（２）電子メールを利用する場合

電子メールアドレス：maritime_atmark_ml.soumu.go.jp

総務省 総合通信基盤局　電波部　基幹・衛星移動通信課　宛て

※スパムメール防止のため「@」を「_atmark_」としています。送信の際には「@」に変更してお送りするようお願いします。

※意見の提出を装ってウイルスメールが送付される事案を防ぐため、（１）の e-Gov を可能な限り御利用いただきますよう、御協力よろしくお願いいたします。

※メール本文に直接意見を書き込むようお願いいたします。やむを得ずファイルを添付して送付する場合は、ファイル形式は、テキストファイル、マイクロソフト社 Word ファイル又はジャストシステム社一太郎ファイルとしてください（他のファイル形式とする場合は、事前に担当までお問い合わせください。）。

※電子メールアドレスの受信可能な最大容量は、メール本文等を含めて 10MB です。

（３）郵送する場合

〒100-8926　東京都千代田区霞が関２－１－２

総務省 総合通信基盤局　電波部　基幹・衛星移動通信課　宛て

別途、意見の内容を保存した光ディスクを添えて提出いただくようお願いする場合があります。その場合の条件は、次のとおりです。

〇ディスクの種類：CD - R、CD - RW、DVD-R 又は DVD-RW

〇ファイル形式：テキストファイル、マイクロソフト社 Word ファイル又はジャストシステム社一太郎ファイル（他のファイル形式とする場合には、事前に担当までお問い合わせください。）

〇ディスクには、提出者の氏名、提出日及びファイル名を記載してください。

なお、送付いただいたディスクは返却できませんので、あらかじめ御了承ください。

5　意見提出期間

令和８年 11 月 21 日（土）から同年 12 月 21 日（月）まで

※郵送については、締切日の消印まで有効とします

6　留意事項

- 意見が 1,000 字を超える場合は、その内容の要旨を添付してください。
- 提出された意見は、e-Gov（https://www.e-gov.go.jp）の「パブリック・コメント欄」及び総務省ウェブサイト（https://www.soumu.go.jp）に掲載するほか、総務省総合通信基盤局電波部基幹・衛星移動通信課にて配布し又は閲覧に供します。
- 御記入の氏名（法人又は団体にあっては、その名称並びに代表者及び連絡担当者の氏名）、住所（所在地）、電話番号及び電子メールアドレスは、提出意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために使用します。
- なお、提出された意見とともに、意見提出者名（法人又は団体にあってはその名称及び代表者の氏名に限り、個人で意見提出された方の氏名は含みません。）及び意見提出者（個人を含みます。）の属性を公表する場合があります。法人又は団体にあっては、その名称及び代表者の氏名について、匿名を希望される場合には、その旨を記入してください（連絡担当者の氏名は公表しません。）。
- 意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ御了承ください。
- 意見提出期間の終了後に提出された意見、意見公募対象である命令等案以外についての意見については、提出意見として取り扱わないことがありますので、あらかじめ御了承ください。
- 提出された意見は、結果の公示の際、必要に応じ整理・要約したものを公示することがあります。その場合には、提出された意見を連絡先窓口に備え付け、閲覧に供しますので、あらかじめ御了承ください。
- 提出された意見を公示又は公にすることにより第三者の利益を害するおそれがある場合、その他正当な理由がある場合は、提出意見の全部又は一部を除いて公示又は公にすることがありますので、あらかじめ御了承ください。

7　連絡先窓口

【周波数割当計画の変更案以外について】

総務省 総合通信基盤局 電波部 基幹・衛星移動通信課

担当：福川課長補佐、浜元係長、藤森官

電話：03-5253-5901（直通）

電子メールアドレス：maritime_atmark_ml.soumu.go.jp

【周波数割当計画の変更案について】

総務省 総合通信基盤局 電波部 電波政策課

担当：長澤周波数調整官、柴田係長

電話：03-5253-5875（直通）

E-mail：freq-allocation_atmark_ml.soumu.go.jp

※スパムメール防止のため、「@」を「_atmark_」と表示しています。
送信の際には、「_atmark_」を「@」に変更してください。

別紙様式

意　見　書

令和　　年　　月　　日

総務省総合通信基盤局電波部
　基幹・衛星移動通信課　宛て

郵便番号
（ふりがな）
住所（所在地）
（ふりがな）
氏名（法人又は団体名等）（注１）
電話番号
電子メールアドレス

　無線局（基幹放送局を除く。）の開設の根本的基準等の一部を改正する省令案等に関し、別紙のとおり意見を提出します。

注１　法人又は団体にあっては、その名称及び代表者の氏名を記載すること。併せて、連絡担当者の氏名を記載すること。
注２　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とすること。
注３　別紙にはページ番号を記載すること。

別紙様式別紙

該当箇所	御意見